

現 場 説 明 書

1. 売却の物件

売却の物件は、道路メンテナンス工事等(国道341号 他)における既設構造物撤去等により発生した鋼材等である。

仮置場所及び重量は以下のとおり。

●大仙市飯田地内の大曲西道路飯田高架橋下のヤード : 29.583t (No.1～No.20)

●仙北地域振興局 敷地内 : 2.490t (No.21～No.24)

ヤードおよび物件の状況は必要に応じ、担当者が現地で立ち会い説明するものとする。

2. 売却価格

売却価格は、売却原価＋消費税相当額とし、売却価格は、スクラップ費から積込み及び運搬費を控除した額とする。

なお、飯田高架橋下に仮置きされている鋼材の運搬距離は仮置き場所から仙北地域振興局までの距離とし、飯田高架橋下はL＝10km以内とする。

3. 売却の条件

売却に当たっては、仮置きされている指定の鋼材すべてを令和8年10月30日までに搬出することを条件とする。

鋼材の搬出については、必ず建設工事発生品鋼材数量表及び売り払い対象外リストを持参の上、照らし合わせながら作業を行うものとする。なお、数量表・対象外リストに記載のない鋼材が発見されたときには担当職員まで報告するものとする。

上記について、誤って今回対象ではない鋼材を搬出してしまった場合には、返却または新たに購入を依頼する形となりますので、ご了承ください。

4. 関連物件

なし

5. 物件の事前確認

飯田高架橋下は立ち入り防止柵内に物件を保存しています。

このため、事前の下見をしたい場合は仙北地域振興局 建設部 道路整備課 道路保全チームに連絡の上行うものとする。

6. 物件の重量

契約上の数量の変更は致しません。現地確認のうえ応じます。